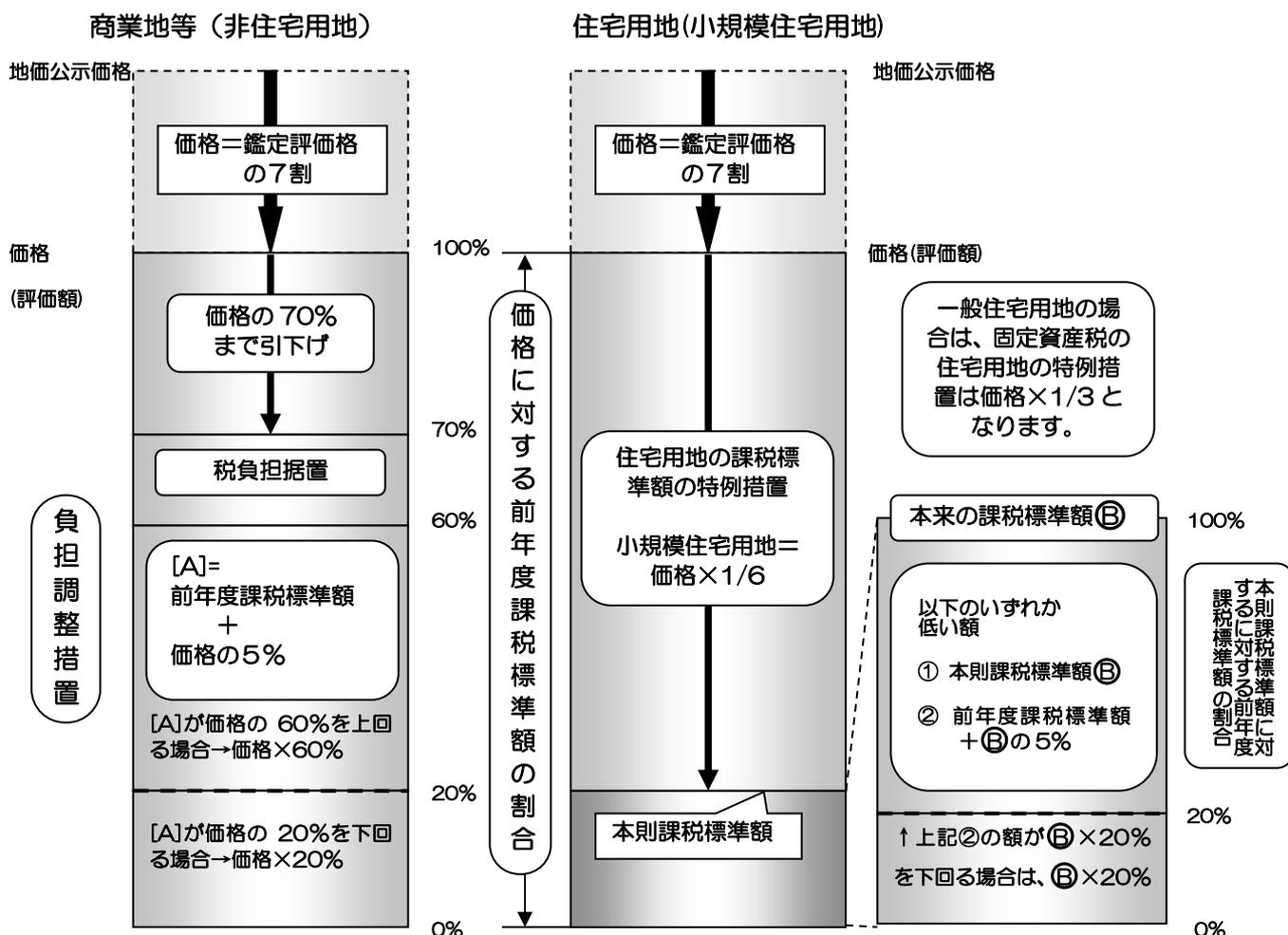


宅地の税額計算の基本的な考え方

宅地の区分別に、原則として、今年度の本則課税標準額に対する前年度課税標準額の割合に応じて、その年の課税標準額が決まる仕組みになっています。



小規模住宅用地の税額の計算例

- 前年度の課税標準額 3,020,000円
- 今年度の本則課税標準額 3,318,000円 … 評価額 (19,908,000円) × 1/6 (小規模住宅用地の特例率)
- 本則課税標準額に対する前年度課税標準額の割合 = ①/② = 91.0%
- 負担調整措置 → 前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%)
- 今年度の課税標準額 = 3,020,000円 + (3,318,000 × 5%) = 3,185,000円 (※千円未満切捨)
- 今年度固定資産税額 = ⑤ × 税率 (1.4%) = 3,185,000円 × 1.4% = 44,500円 (※百円未満切捨)

【小規模住宅用地の負担調整措置】

本則課税標準額に対する前年度課税標準額の割合	課税標準額の算出 (負担調整措置)
100%を超えるもの	本則課税標準額に引き下げ
100%を超えないもの	前年度課税標準額 + (本則課税標準額 × 5%)

※ ただし、上の計算式で求めた額が本則課税標準額の20%を下回る場合は20%相当額とする。